

マイナンバー制度

2

マイナンバー制度は、本年10月5日の施行により、マイナンバーの通知、法人番号の通知・公表が始まり、平成28年1月1日以降、手続きごとに順次利用が開始されます。

そこで今回は、中小企業のマイナンバー制度の施行にあたっての留意点をお伝えいたします。

1 マイナンバーを使う場面

事業者は、税や社会保障の継続を行うためにマイナンバーが必要になります。そのため、従業員（パートやアルバイトを含む）やその家族のマイナンバーを取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に従業員やその家族のマイナンバー、支払者である法人番号（個人事業主の場合はマイナンバー）を記載することとなります。

2 マイナンバー取得の際に事業者が注意すべきポイント

(1) 利用目的の通知・公表

事業者によるマイナンバーの取得は法律で定められた税と社会保障の手続きに使用する場合のみ可能で、それ以外の目的で取得することはできません。

また、マイナンバーの取得の際にあらから「利用目的を特定して社内掲示板へ掲示等の方

法で通知又は公表」することが必要です。

(2) 番号確認と身元確認

他人の成りすまし防止のために、①正しい番号であること（番号確認）と、②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であること（身元確認）等、厳格な本人確認を行います。

(3) 従業員にマイナンバーの提供を拒否された場合

法令上は、従業員から強制的にマイナンバーを取得することはできません。会社としては、記載が求められる各書類にはマイナンバーを記載する義務があること及び記載できない場合に起こりうる不利益について説明し理解を求めることが大切です。研修や説明会等で社内啓発を促しておくことも重要です。それでも拒否される場合は、提出先の機関の指示に従うこととなります。

3 マイナンバーの利用・提供

・取得時と同様、法律で定められた税と社会保障の手続きに使用する場合を除き、マイナンバーの利用・提供をすることはできません。
・社員番号や顧客管理番号としての利用は仮に社員や顧客の同意があってもできません。
・マイナンバーは法律で認めら

図1 民間事業者の対応の流れ

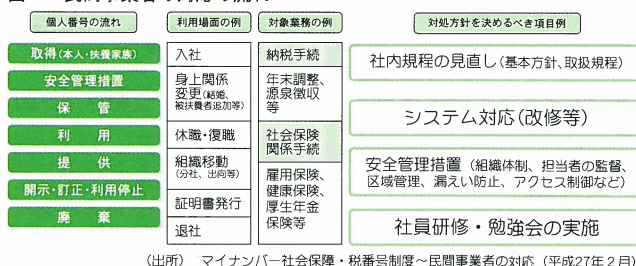


図2 税務関係書類

	記載対象	一般的な場合
個人 申告書	所得税	確定申告書 平成28年分の場合、平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）
	消費税	確定申告書 平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から 平成28年分の場合、平成29年1月1日から3月31日まで
	相続税	相続税の申告書 平成28年1月1日に相続の開始があったことを知った場合、平成28年11月1日まで
	贈与税	贈与税の申告書 平成28年1月1日以降の属する年分以降の申告書から 平成28年分の場合、平成29年2月1日から3月15日まで
法人 申告書	法人税	確定申告書、連結確定申告書 平成28年12月決算の場合、平成29年2月28日まで
	消費税	確定申告書 平成28年12月決算の場合、平成29年2月28日まで
個人・法人 申告書	酒税・間接税	納税申告書 平成28年1月に移出した場合、平成28年2月29日まで
	申請書・届出書	申請書・届出書 各税法に規定する提出すべき期限
	法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書は、平成29年1月31日まで

図3 社会保障関係書類の記載時期

分野	主な届出書等の内容	施工日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

れた場合以外で、書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。

4 マイナンバーの保管・廃棄

マイナンバーを含む個人情報には必要がある場合のみ保管が認められています。法令で定められた保存期間を経過した場合などはマイナンバーを廃棄または削除する必要があります。

5 マイナンバーの保管・廃棄

マイナンバーは非常に重要な個人情報ですので、漏えい・滅失・毀損等の防止、その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる義務があります。担当者任せではなく、会社として取り組む必

要があります。

このマイナンバー制度はすべての事業所にかかわってくる制度です。万が一、事業所からマイナンバーが漏洩すると、信用失墜などにもつながりかねません。マイナンバーの通知が行われる10月前に、万全な準備を行い円滑な対応を行いたいものです。

（なお、マイナンバー法改正案が国会に提出され、預金口座にも適用される見通しとなりました。さらには医療情報・戸籍・旅券番号にも導入する方針が決定されたようです。）

著者
プロフィール



ヤマノホリノリ彦

生年月日 昭和32年7月4日
出身地 新潟県加茂市
資格 行政書士（昭和56年12月取得）
事務所/住所 新潟県加茂市
〒959-1383
〒959-1383

事務所 新潟県加茂市旭町15番30号
税理士法人山口会計パートナーズ
TEL 0256-526869
FAX 0256-521674
e-mail yn@tcnfc.or.jp
URL http://www.yamanobo-zeirishi.jp/